

## 「JMITU連帯基本共済」

「JMITU連帯基本共済」は、以下の3つの制度を組み合わせ掛金は月額300円です。

掛金は、毎年6月末に1年間分(7月～6月まで):3,600円を一括納入します。

途中入会は、入会の月から6月までの期間の月数に300円を乗じた掛金を納入します。

### 慶弔共済

組合員の慶事や万一の不幸な事故対しお祝金・お見舞金を給付する制度です。

		給付種目・共済事由	共済金額	
慶弔共済	死亡弔慰金	組合員本人※1	病気死亡	30,000円
			不慮の事故死亡	40,000円
		配偶者	同一生計問わず	20,000円
		子		10,000円
		親		3,000円
	住宅災害見舞金	火災等	全焼・全壊	100,000円
			半焼・半壊	90,000円以内
			一部焼・一部壊	30,000円以内
		自然災害※2	全壊・流失	30,000円
			大規模半壊★	21,000円
			半壊★	15,000円
	一部壊(5万円超)		3,000円	
			床上浸水	3,000円
		親族の死亡(共済契約者本人を除く)		10,000円
		重度障害見舞金		30,000円
	傷病見舞金※3	休業連続14日以上		2,000円
		休業連続30日以上		4,000円
		休業連続90日以上		8,000円
	お祝い金	結婚		8,000円
子の出生		3,000円		
子の入学(小・中)		2,000円		
古稀満了※4		2,000円		
退職餞別金		2,000円		

※1 事由発生日において65歳以上の組合員本人の死亡弔慰金は、病気死亡15,000円、不慮事故死亡20,000円となります。

※2 自然災害には地震も含まれます。

※3 傷病見舞金は一共済期間中に合計8,000円が限度となります。

※4 古稀満了祝い金は、退職餞別金の給付を受けていない場合に限りです。

## 交通災害共済

組合員の交通事故・災害に対し、お見舞金を給付する制度です。

共済種目・共済事由			共済金額
交通災害共済	死亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	2,000,000円
	障害	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、 労基法「身体障害等級数」1級～14級	2,000,000円 ～80,000円
	入院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる 入院(1日～180日)で事故の日から3年以内のもの	日額 3,000円
	実通院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる 実通院(1日～180日)で事故の日から3年以内のもの	日額 1,500円

## 労働組合活動事故見舞共済

組合活動中の不慮の事故に対し、お見舞金を給付する制度です。

共済種目・共済事由			共済金額
組合活動事故見舞共済	死亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	10,000,000円
	障害	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、 労基法「身体障害等級数」1級～14級	最高 10,000,000円
	入院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる 入院(1日～180日)で事故の日から3年以内のもの	日額 5,000円
	実通院	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる 実通院(1日～180日)で事故の日から3年以内のもの	日額 2,500円

「給付」に該当する組合員の方は、申し出てください。

JMITU東京地方本部  
北部地域支部 執行委員会